

校則の見直しについて

1 基本的な考え方

「学校」とは ①学習の場

②集団生活をする場（小さな社会） である。

①学習の場

学習に集中できる環境を整えるという観点で、「学習に必要なものをもってこない」、「机の上には、必要最低限のものしか出さない」こととして、小学校から指導されている、ハズ・・・

②集団生活をする場（小さな社会）

一般社会では、社会生活を健全に営むためには、他を意識した生活をする必要がある。誰もが同じように幸せに生活する権利をもっている。そんな社会の中で自分勝手は許されない。そのために、法律やきまりがある。さらに、モラル（規範意識）が求められている。

そこで、小さな社会である学校には、校則がある。その内容は、何でもOKというわけにはいかない。

2 校則見直しのためのフィルター

以下のフィルターを通して、今後も校則の見直しに取り組んでいく。見直し後も定期的にこのフィルターに当てはめ、より良いものに修正していく。

- ①学習の妨げになっていないか
- ②安全に支障がないか
- ③共同生活をする周りの人に、いやな思いをさせていないか
- ④その姿で受験できるのか
- ⑤地域の人から常澄中学校が悪く思われないか

3 今回の校則の見直しについて

(1) 髪型について

○ 他者に不快感を与えないために、身だしなみは必要。また、安全に活動できる髪型である必要がある。しかし、オシャレやファッションは学習の場には必要ない。また、保護者に必要以上の経済的負担をかけるのはおかしい。

↓

『身だしなみを整える意味で、清潔感のある髪型とする。加えて、実技教科など活動の際に安全に支障のでない髪型とする。』

<生徒会からの要望>

- ・お団子ヘアは可 ※ヘルメット着用時を除く
- ・三つ編みは可
- ・ツープロックは可

- ・ヘアピンの使用は可（部活動で禁止されている部は外す）（色は黒・茶）
 - ・シュシュの着用については、ヘアゴムで十分であるため、使用しない。
- ※脱色・染色、パーマ、モヒカン、アシンメトリー、コーンロウ、ドレッドなどは、オシャレ・ファッションであり、学校生活には適さないため不可とする。
また、整髪料やワックス等も、オシャレ・ファッションとしての髪型を維持するためのものなので不可とする。

（２）靴について

- 学習の場では、体育や学年・学級活動などで行う運動で、活動に適する靴を履く必要がある。ただし、保護者から靴の代金を負担してもらう中学生なので、高価なものは避けるべきである。



＜生徒会からの要望＞

『運動に適しているものであれば、白以外の靴も可とする。』

（３）眉について

- 髪型と同様に、身だしなみとして整えることは許されるが、ファッションやオシャレと判断されるものは許されない。



＜生徒会からの要望＞

『眉毛は整えることは可とする。しかし、オシャレやファッションとして手入れをすることは禁止とする。』

※眉を細くし過ぎたり全部剃ってしまったり、部分的に線を入れたりするなどは不可

４ 今後の流れ

（１）施行後の生徒会員による規制（自治）

①チェック体制

今年度は施行したばかりということもあり、月１回で学年生徒会でチェックし、それを代表生徒会（生徒会役員＋各学年代表生徒）で報告し、対応策を話し合う。その際、生徒会担当と各学年主任も話合いのサポートに入る。

※できるだけ教師の手を借りずに改善できるよう助言する。

②改善が図られないとき

さらに校則の見直しを図る。（後退することも仕方がない）